

# 類似制度の比較（府認定制度とエコマーク制度）

資料 1

	大阪府リサイクル製品認定制度	エコマーク制度
実施主体	大阪府（資源循環課）	公益財団法人日本環境協会（事務は同協会エコマーク事務局）
根拠法制等	大阪府循環型社会推進条例第12条	JIS Q 14024「環境ラベル及び宣言タイプ1 環境ラベル表示一原則及び手続」に則って運営
目的	循環型社会の形成推進に向けた、リサイクル製品の消費者（府民）への普及啓発、府内のリサイクル関連産業の育成（対象業者や製品等を府内に関連するものとしている）	商品のライフサイクル全体を通じて、「省資源と資源循環」「地球温暖化の防止」「有害物質の制限とコントロール」「生物多様性の保全」といった環境評価項目に優れている商品の普及
認定期間	3年間	1年間
手数料	1申請につき <b>18,000円</b> ※再申請の際にも必要	1. エコマーク商品認定審査料： <b>22,000円</b> 2. エコマーク使用料（年間） エコマーク認定商品の合計売上高の区分に応じて設定 ・ <b>10万円以下：11,000円、2,500万円以下：33,000円</b> ＜略＞、 <b>500億円超：3,300,000円</b> ※1と2は商品類型によって金額の異なる場合がある
対象業者・範囲	①リサイクル製品を自ら製造又は販売する者 ②府内に、製品製造所又は支店や営業所があること	原則として、対象製品にエコマークの表示を希望する製造事業者（販売事業者、輸入取扱事業者、発注者についても製造事業者発行の「申込承諾書」を提出すれば申込み可能）（全国）
対象製品・資材等	①府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙など）を使用して国内で再生された製品、もしくは国内で発生した循環資源を使用して、府内で製造された製品 ②現在、府内で販売されていること、又は申請から6か月以内に府内で販売されることが確実であること	①エコマーク商品類型に該当する商品であること ②日本国内で現在販売されているか、 <b>6</b> か月以内に販売されること
認定基準	①品目ごとに定める率の循環資源を使用していること ②JIS規格等に適合していること ③製品に有害物質が使用されていないこと ④製造にあたって、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること など	①該当する商品類型に定められた認定基準を満たしていること（4つの環境評価項目に基づき詳細な基準を策定） ②申込者およびその商品の製造事業者（申込者がその商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること ③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること
制度開始年月日	平成 <b>16</b> 年4月	平成元年2月
製品数・事業者数	<R6.3時点> ・認定製品数： <b>345</b> 認定事業者数： <b>44</b>	<R6.6時点> ・商品類型数： <b>78</b> 認定製品数： <b>51,805</b> 認定事業者数： <b>1,492</b>

## 参考：リサイクル製品を対象とする業界認定

	食品リサイクル肥料認証	牛乳パック再利用マーク
実施主体	一般財団法人日本土壌協会	牛乳パック再利用マーク普及促進協議会
根拠法制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品リサイクル肥料認証制度実施要領（認証機関運営要領）</li> <li>食品リサイクル肥料認証制度実施要綱</li> </ul>	牛乳パック再利用マーク説明書
目的	循環型社会の形成を推進し地球環境への貢献に寄与するために、食品循環資源由来の肥料について、食品循環資源を一定以上含有し、肥料取締法に準拠するとともに、品質の高い肥料を普及することにより、健全で豊かな土づくりを広めていくことが必要である。	①使用済み牛乳パックを再利用した商品にマークを表示することで、市民や自治体、企業などが環境配慮型の商品を選ぶ際の目印とし、グリーン購入を推進 ②マークを表示することで、商品を製造販売する企業が環境問題に対する基本姿勢を消費者に向けて明らかにし、市民と企業との信頼関係を構築すると同時に、リサイクル商品の普及を促進 ③上記により、地球環境保全と循環型社会の形成に貢献
認定期間	3年間	1年間（4月～翌年3月） ※毎年3月に更新手続きあり
手数料	1. 認証申請時（1銘柄当たり） ①審査料：22,000円、②表示使用料：33,000円 2. 更新申請時（1銘柄当たり） <b>(1)更新1、2回目：①更新審査料：11,000円、②表示使用料：23,100円</b> <b>(2)更新3回目以降：①更新審査料：11,000円、②表示使用料：16,500円</b>	1. 工場認定料（初回のみ必要）：200,000円（1企業あたり） 2. マーク使用料（年間）：120,000円（1企業あたり）
対象業者・範囲	肥料製造事業者（全国）	使用済み牛乳パックを原料の一部または全部に使用している商品を製造している事業者（全国）
対象製品・資材等	特殊肥料（たい肥・その他） 普通肥料（汚泥発酵肥料および水産副産物発酵肥料・その他）	使用済み牛乳パックを原料の一部または全部に使用している商品 マークのある品目（説明書記載） ・家庭紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー等） ・事務用品（ノート・事務用箋等の表紙、フラットファイル等） ・ノベルティ、販促品（うちわ、貯金箱、ポケットティッシュ等） ・その他（展示用パネルボード等）
認定基準	①食品循環資源を原料とする肥料であり、肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が容積比または重量比で <b>10%</b> 以上含有する肥料とする ②ただし、戻したい肥を使用するたい肥の場合は、戻したい肥を除く原材料のうち食品循環資源の割合が <b>10%</b> 以上含有されるものとする ※循環資源の配合率に関する基準のみ抜粋	①使用済み牛乳パックを原料の一部または全部に使用していること ②牛乳パック配合率には基準は設けず、個別に判断する ③製造段階において環境汚染対策が適切であること ④品質および安全性については規格を満たしていること
制度開始年月日	平成21年4月制定	平成4年
製品数・事業者数	・22事業者（22製品）※協会HP確認	・約120製品（H27.6時点） ・13事業者（H30.5時点）※協議会HP確認